

税務課からのお知らせです

平成27年度以降の軽自動車税の税率が一部延期されます

2014年12月号の広報しんとうに掲載済みの軽自動車税の税率が変更となりましたのでお知らせします。詳細は下表をご覧ください。

○原動機付自転車などの税率

課税区分		税率(年額)	
		平成27年度分まで	平成28年度分から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクター、コンバイン等)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
ボートトレーラー(二輪の被牽引車)		2,400円	3,600円

※平成27年度の税制改正により、原動機付自転車及び二輪車等の新税率は1年延期となり、新税率適用は平成28年度からとなります。

●四輪などの軽自動車の税率

平成26年度までに登録された四輪車等については従来の税率を適用しますが①、平成27年度以降に新車購入された四輪車等について、税率が変更となります②。

また、新規登録(最初の新規検査)から13年を経過した車両は、平成28年度から重課の税率(経年重課)が適用されます③。新規登録した年月は車検証の「初度検査年月」欄に記載されますので、そちらをご確認ください。

課税区分		平成26年度 までの税率	平成27年度からの税率			
			①平成27年3月31日 以前に新規登録	②平成27年4月1日以 降に新規登録	③新規登録から13年 経過した車両 (平成28年度から)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円

※登録後13年超の車両とは、平成28年度課税では、平成14年以前に登録された車両が対象です。

▶お問い合わせは、税務課 軽自動車税係 ☎54-2211 内線164へ

自動車税は4月1日現在の所有者に課税となります

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税となる県税です。次の場合は、平成27年3月31日(火)までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

○手続きが必要な場合

- ・自動車を売ったり、下取りに出した
- ・自動車を廃車した
- ・住所、氏名を変更した

○手続きを済ませないと

- ・既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかつたりするなど、トラブルの原因となります。
- ・自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きをしてください。
- ・手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。

○その他

- ・一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310063.html>)をご覧ください。

○問い合わせ先

■自動車税について…県自動車税事務所(☎027-263-4343)、渋川行政県税事務所(☎0279-22-4050)または、各県税事務所及び行政県税事務所

■登録について…関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)

■軽自動車税について…税務課(☎54-2211 内線164)へ

確定申告が間違っていたときは

○税額を多く申告していたとき

確定申告後に税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。平成26年分の所得税については平成32年3月15日、個人事業者の消費税および地方消費税については平成32年4月1日までとなります。なお、更正の請求に際しては、更正の請求の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となります。

○税額を少なく申告していたとき

確定申告後に税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告は税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、税務署の調査を受けた後で修正申告したりすると加算税がかかる場合があります。気付いたときは速やかに修正申告してください。また、修正申告によって新たに納めることになった本税額は修正申告を提出する日に納めてください。この納める本税額には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合があります。

○確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに申告書の提出を忘れていたときにはすぐに申告をしてください。申告期限を過ぎたからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでも申告できますが、税務調査を受けた後に期限後申告をしたりすると、本来の税額のほか納付すべき税額の15%の無申告加算税がかかる場合があります。また、期限後申告によって納めることになった本税額は、申告書を提出する日に納めてください。なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合の加算税額は5%に軽減されます。

▶お問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)へ

住民異動届について

異動の届け出は14日以内に

○異動後、早めの届け出を

住所が変わったときや、世帯に変更があったときは、村に住民異動届の提出が必要です。異動した日、または世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。また、転出届は異動する予定日の2週間前を目安に提出できます。住民異動の届け出は、役場1階住民生活課へお願いします。

○住民の権利を失わないために適正な届け出を

住民票を残したままでその場所に住んでいないことが分かったときは、村の職権で住民票を消除します。住民票が消除されると村の各種サービスが受けられなくなるなど、村民としての権利がなくなってしまいます。本村に引っ越してきた後、転入届を出さない場合も住民としての権利は守られません。必ず適正な届け出を行ってください。

○届け出は本人確認の書類と認め印が必要です

届け出は原則として異動者本人が行ってください。世帯主か世帯員(同居人を除く)も届け出はできますが、親権者の届け出が必要な場合もあります。同居人や世帯員以外の代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。

- 転入・転出届…村内あるいは村外に引っ越しをしたとき
- 転居届…村内で引っ越しをしたとき
- 世帯主変更届…世帯主の変更や世帯を分離合併したとき
- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線123)へ

健康・保険課からのお知らせです

福祉医療費を受給される方へ

福祉医療は、医療費(保険診療)のうち、自己負担をしなければならない費用を村と群馬県が負担する制度です。

この費用はみなさんの税金でまかなわれています。福祉医療制度を将来にわたり維持していくためにも、次のことを心がけていただき、適正受診をされるようご協力お願いします。

○かかりつけの医療機関をもちましょう

軽い病気であれば、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容はほとんど変わりありません。開業医は待ち時間も短く、身体への負担が軽減されます。高度な医療が必要な場合は、かかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

○休日や夜間の診療は控えましょう

休日や夜間などの時間外に受診した場合、医療費は高く設定されていますので、安易に休日や夜間に救急医療機関等を受診することは控えましょう。軽症の方が多く受診することで、緊急を要する重症患者への治療に影響がでる場合があります。

○はしご受診はやめましょう

同じ病気で医療機関を次々と受診するはしご受診は控えましょう。その都度初診料を払うだけでなく、検査も必要となり医療費の無駄が発生します。また、何度も同じ検査を受けることになり、処置・投薬の重複で副作用がでて体に負担もかかります。

○「群馬子ども緊急相談#8000」をご利用ください

県では、小児救急医療電話相談を行っています。お子さんが休日や夜間に具合が悪くなり、医療機関にかかるかどうかの判断に迷ったときなどに、専門の相談員が、受診の必要性や家庭でできる対処法などをアドバイスします。

【電話番号】 #8000(携帯電話からも利用できます)

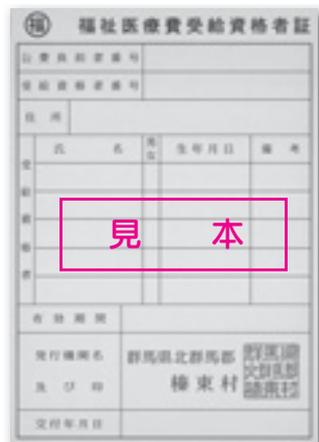
【相談及び時間】 月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
日曜・祝日・年末年始 午後9時～翌朝午前8時

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ

福祉医療費受給資格者証の届け出もお忘れなく

○こんなときは必ず届け出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。次の表に該当する変更などがあった場合は、必要なものを持参のうえ健康・保険課まで必ず届け出をしてください。



○福祉医療費受給資格者証の裏面をお読みください

有効期限が切れた受給資格者証や資格喪失した受給資格者証は使用することができませんので、必ず健康・保険課まで返却してください。また、福祉医療費受給資格者証の使用上の注意は、受給資格者証の裏面に記載がありますので、必ずお読みください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
資格変更	加入している健康保険が変わったとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証
	村内で住所が変わったとき	
	氏名または世帯主が変わったとき	
資格喪失	村外へ転出するとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)
	死亡したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	
その他	福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき	印かん、運転免許証などの身分証明書、福祉医療費受給資格者証(破損のとき)
	交通事故のケガで医療機関を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証、交通事故証明書等

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ

平成27年度の後期高齢者医療保険料の軽減措置が決まりました

○平成26年度は、次のとおり保険料の軽減措置がありました。

軽減内容	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、被保険者本人及び属する世帯の世帯主、その属する世帯のほかの被保険者の総所得金額等の合計額で判定します。)
均等割額9割軽減	「基礎控除額33万円以下の世帯で、かつ、当該世帯の被保険者全員の各種所得が0円」の世帯
均等割額8.5割軽減	「基礎控除額33万円以下」の世帯
均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ 24.5万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ 45万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割額5割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額－基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減 (均等割額9割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった方

↓ **24.5万円** が変わります。

○平成27年度から、均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の"軽減該当条件"が変わりました。

均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ 26万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ 47万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

国民健康保険 加入・脱退の届け出は14日以内に

○国民健康保険制度について

日本では、誰もが安心して医療機関などで受診ができるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3ヶ月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、すべての方が加入することになります。

○こんなときは14日以内に必ず届け出を

職場の健康保険に加入したときや脱退したとき、または住所、氏名、世帯主変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康・保険課まで届け出をしてください。なお、職場を退職した方の国民健康保険の加入または脱退について、職場などから健康・保険課に届け出はありません。必ず世帯主またはご自身による届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険の加入	他の市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書(該当者のみ)
	職場の健康保険を離脱したとき、またはその扶養家族でなくなったとき	印かん、社会保険離脱証明書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	子どもが生まれたとき	印かん、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	3ヶ月以上の在留期間のある外国人	印かん、パスポート、外国人登録証明書または在留カード
国民健康保険の脱退	他の市区町村に転出するとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	職場の健康保険に加入したとき、またはその扶養家族になったとき	印かん、国保被保険者証、職場の健康保険証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	死亡したとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保護開始決定通知書、国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	在留期間が満了した外国人	印かん、国保被保険者証、外国人登録証明書または在留カード、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	被保険者証を紛失・破損したとき	印かん、破損した国保被保険者証、運転免許証など顔写真付きの身分証明書
	修学のため他の市区町村に転出したとき	印かん、国保被保険者証、在学証明書

※上記の届け出には年金手帳が必要になる場合がありますので、あわせて持参してください

○国民健康保険の加入または脱退の届け出が遅れると

国民健康保険の加入の届け出が遅れた場合、被保険者証がないため、その間に医療機関などで受診するときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

国民健康保険の脱退の届け出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに国民健康保険を使って医療機関などで受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。また、脱退の届け出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

ファミリー・サポート・センター会員を大募集しています

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手助けがほしい人(おねがい会員)」と「子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となって、一時的なお子さんのお世話を有料で行うシステムです。保護者が外出する際にお子さんをお預かりしたり、保育園などの送迎を行います。しぶかわファミリー・サポート・センターは、渋川市、吉岡町、榛東村の委託を受けてNPO法人シーヤクラブが運営しています。※入会金・会費は必要ありません。

○会員の種類

- ・おねがい会員 おおむね3ヵ月から15歳までのお子さんの保護者
- ・まかせて会員 20歳以上で心身共に健康で子育てに意欲があり、ご自宅でお子さんをお預かりすることができる方
- ・どっちも会員 おねがい会員で、子どもがいても援助活動ができる方

○利用方法

- ①事前にしぶかわファミリー・サポート・センター(渋川市渋川1760-1渋川ほっとプラザ2階)で会員登録をしてください。受付時間は平日(月～金曜日)9:00～17:00です(土、日、祝祭日や年末年始等はお休み)。センターで登録用紙を記入し、写真を撮影します。印鑑をお持ちください。
- ②おねがい会員は援助が必要となりましたら、しぶかわファミリー・サポート・センターに連絡してください。まかせて会員と事前打ち合わせをします。
- ③援助活動が終了しましたら、おねがい会員はまかせて会員に報酬を支払います。

○利用料金

- ・病気等ではないお子さんの場合(1時間あたり)

利用時間	平日	土・日・祝祭日
午前7時～午後7時	700円	800円
上記以外の時間	800円	900円

※年末年始12月29日～1月3日は、土・日・祝祭日扱いとします。

※なお、別途、ガソリン代、食事代等がかかる場合があります。

※お泊まり保育、病児・病後児保育も行っております。

料金等をご確認ください。

- ▶お問い合わせは、しぶかわファミリー・サポート・センター(渋川市渋川1760-1渋川ほっとプラザ2階 ☎22-5200)へ



開発行為には、事前協議が必要になります

1,000㎡以上の開発行為を行おうとする者は、榛東村宅地開発委員会への事前協議が必要となります。1,000㎡未満であっても5戸以上の住宅建設(1棟で5世帯以上の場合を含みます。)をする場合も事前協議が必要となります。

また、1,000㎡以上の土地に太陽光発電施設を設置する場合でも、開発行為に該当する場合は、事前協議の対象になります。

詳しくは、基地・財政課までお問い合わせください。

※「開発行為」とは、土地の区画形質を変更することです。

- ▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線242)へ

消費者行政の取り組みについて

近年、消費者を取りまくトラブルは、情報化社会の発展に伴い巧妙かつ複雑化し、若者から高齢者まで幅広い年齢層において増加しています。

村では、安心・安全な消費生活の実現を図るため、平成24年度から渋川市・吉岡町・榛東村の三市町村で、渋川市内に消費生活センターを設置しています。また、消費者啓発広報綴りの作成や、啓発講演会等を実施し、消費者被害の未然防止、啓発活動を行っています。

今後も、村民の皆さまが安心・安全な消費生活を送ることができるよう、さらなる消費者行政の推進に取り組んでまいります。

榛東村村長 阿久澤 成實

市民農園の利用者募集(空き区画)

市民農園を貸し出します

村では、村民の皆さまに野菜や草花等を栽培していただき、土や緑などの自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深めていただくため、市民農園を開設しています。

この市民農園は収穫の喜びを味わうことはもとより、家族や利用者相互のふれあいの場としてご利用いただけるものです。

※空き区画は先着順の受付となります。

○募集農園 ※平成27年3月3日現在

農園名	空き区画数	1区画面積	利用期間	年額利用料金
北原市民農園	21区画/96区画中	約50～91㎡	平成27年4月1日～	60円/㎡
宮室市民農園	22区画/50区画中	約50㎡	平成28年3月31日	

○対象者

村内外に住所を有する農業従事者以外の者で、村長が適当と認めた者

○申込み方法

事前に電話連絡のうえ、印鑑をご持参し役場産業振興課までお越しください。

利用方法をご説明いたしますので、手続きには多少お時間がかかります。

※受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで

▶お問い合わせは、産業振興課農政係 ☎54-2211 内線224)へ

住民生活課からのお知らせです

DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者支援について

本村では、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者を保護するため、被害者保護の支援措置の申し出を受付けております。この申し出により、「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の交付や、住民基本台帳の閲覧を制限することができます。また、なりすましによる不正請求を防止する観点から厳格な本人確認を行います。

○対象となる方

住民登録地もしくは本籍地が「榛東村」にある人で、以下に該当する者。

配偶者からの暴力、ストーカー行為及び児童虐待等の被害を受けている方で、警察、公的相談機関(配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等)の相談窓口で保護が必要と判断される人。

○支援措置申出方法と流れ

1. 申出書の提出

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を記入し、以下のものを持参のうえ役場住民生活課へ提出してください。申出書は住民生活課にあります。また、村のホームページからもダウンロードすることもできます。

【持参するもの】

- ・写真付きの公的機関身分証明書(免許証・パスポートなど。お持ちでない方は申し出の際ご相談ください。)
 - ・裁判所からの「保護命令決定書(写し)」、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面等(この書類がない方でも、警察や配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等へ相談している場合、申し出に基づき、事実確認を行います。)
- ※加害者からの被害やプライバシーを保護する立場から、通常窓口とは別の会議室等での受付になる場合があります。

2. 審査

審査にあたってはDVやストーカー被害とは別に、個人での契約トラブル等がないか聴取する場合があります。(個人での契約トラブル等は対象外のため)

3. 支援の有無の決定

支援の有無の決定については、役場から文書で通知します。

決定後の支援期間は認定日から1年です。また、継続の申し出は満了日の1か月前から申請可能です。

(左ページへ続く)

(右ページ続き)

○支援決定後の対応

加害者から被害者の

1. 住民票(現在の住民票・除票・改製原住民票)の写し
2. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧
3. 戸籍の附票の写し(本籍地で管理)

の請求には、不当な目的があるものとして交付請求を制限します。

また、公務員や弁護士などからの職務上の請求にあたっては、加害者から依頼された請求や、被害者の住所情報が加害者に漏れる恐れがあると判断された場合は、交付を拒むなど、より厳格な審査を行います。

(注)他市区町村に住民登録があり本籍地のみ「榛東村」にある場合、住民登録地で申し出ると支援措置の内容により住民登録地の市区町村から「榛東村」へ連絡が来ます。

状況に応じ、住民基本台帳を利用する役場内関係各課へも保護及び支援の要請を行います。なお、支援対象者本人であっても住民票等請求の際、本人確認書類等提示していただきますのでご了承ください。

▶お問い合わせ・相談先

相談機関	相談受付時間	電話番号
榛東村役場 住民生活課	月曜日から金曜日(平日) 午前8時30分から午後5時15分	☎0279-54-2211 ・証明書の交付制限に関する相談 住民係 内線123 ・生活に関する相談 民生係 内線120 ※必要に応じて関係各課も対応しております。
群馬県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	・月曜日から金曜日：午前9時から午後8時 ・土・日曜日・祝日：午後1時から午後5時 ・DV法律電話相談(事前電話相談が必要) 水曜日 午後1時から午後2時30分	☎027-261-4466
こどもホットライン24 (中央児童相談所)	24時間	0120-783-884(フリーダイヤル) 027-263-1100(携帯電話の方)
群馬県警察本部 (DV・ストーカー被害)	24時間受付 (ただし夜間休日は宿日直勤務職員が応じます。)	警察安全相談室 ☎027-224-8080 ☎027-243-0110(代表)
渋川警察署 (DV・ストーカー被害)		☎0279-23-0110

地域創生ふるさと応援事業

榛東村にたくさんの方から応援をいただきました！

※敬称略、順不同 平成26年12月末日までに御寄附いただき氏名公開を承諾された507人の皆さまです。掲載し心より感謝申し上げます。(本事業の進捗状況の一部をお知らせします。)

【北海道】[15,000円] 安西 昭子、吉田 克成、佐藤 修、小松 治、森田 三雄、杉下 満 [10,000円] 古川 将太、山口 裕之、千葉 立美、川端 敏嗣、中鶴 真也 [5,000円] 阿部 翔太

【青森県】[10,000円] 成田 保之、中野 真治

【岩手県】[10,000円] 千葉 和行

【宮城県】[25,000円] 工藤 健 [10,000円] 安藤 重輝、佐藤 孝次、庄子 太郎、藤原 久子、柳内 俊雄、鈴木 整次

【秋田県】[10,000円] 中嶋 吉博、渡部 忠保

【山形県】[10,000円] 後藤 和紀、荒川 充

【茨城県】[20,000円] 古谷 庸子、小川 恭子 [10,000円] 久保 真輝、大泉 卓也、梅津 利美、齋藤 恒雄 [5,000円] 橋本 清隆

【栃木県】[25,000円] 西尾 将伸 [10,000円] 安立 大祐、今村 圭織

【群馬県】[35,000円] 中村 修 [30,000円] 中島 由美子 [25,000円] 吉田 忠史 [20,000円] 清水 みえ子 [15,000円] 柴田 英和、松本 伸二、嶋 俊博 [10,000円] 高橋 智子、佐藤 みどり、真下 亀作

【埼玉県】[40,000円] 近藤 淳一郎 [35,000円] 松波 亮成 [26,000円] 勝又 昭子 [20,000円] 江渕 正喜、清水 俊文、中畔 博靖 [15,000円] 岡田 洋文、久保 孝志、添田 修身 [10,000円] 颯川 清隆、遠山 忠彦、会田 勝一、関根 正道、原野 隆弘、山田 誠司、小松 恵子、小森谷 光一郎、松下 智紀、新原 萌、大平 弘明、渡部 光昭、八幡 信之、平田 浩之、木村 真、鈴木 弘一、浪川 正雄 [5,000円] 青柳 友也、田中 悦子、矢内 伸幸

【千葉県】[20,000円] 伊勢 良一、工藤 雅典、荒井 政光、赤木 健秀、堀田 智宣 [15,000円] 吉川 規勝、坂本 信、長谷川 文彦 [10,000円] 安達 富美枝、伊藤 雅彦、伊藤 祐介、井田 龍、猿渡 幹夫、塩野 岳美、加々美 真一、鎌井 久、吉野 結花、近藤 誉、山本 裕美、小川 裕之、赤井澤 政充、川嶋 一弘、早坂 幸也、大網 文子、中村 千裕、鍋内 暁、飯塚 秀樹、片岡 馨、堀越 昌子、本間 学、野村 誠、友野 昌彦、藪 敏行、鍛井 忠則 [5,000円] 中島 明希、鈴木 一義 ※次ページに続きます。

- 【東京都】[35,000円] 井上 純、石田 景康、平賀 和也 [30,000円] 加藤 聡、高橋 利典、福永 英子、菅田 恒之 [25,000円] 中川 隆靖、南山 和也、野田 康治 [20,000円] 桑原 政成、小林 正和、森中 久美子、西岡 智広、辰巳 琢弥、谷地 館 貢、柏崎 光司、齊藤 英隆 [15,000円] 永井 一成、下谷 英夫、下田 和孝、岩田 正明、玉井 和徳、古畑 朋子、呉竹 弘也、江原 美江、山田 かほる、小野 由希世、上原 清美、森宗 秀敏、深瀬 耶寿子、中川 博之、白井 知宏、樋口 勝至、木川田 智明、余 忠、林 永 [10,000円] 安倉 知弘、一色 巖、一杉 慎一、鶴山 隆司、岡根谷 哲哉、岡田 梨香、岡本 政彦、屋成 利男、恩田 浩幸、加藤 秀樹、加藤 有祐、加藤 洋子、河野 紘、角井 尚記、笠松 晶子、岩波 ゆり子、鬼塚 哲郎、吉岡 利之、吉田 和生、宮内 康宏、興梠 敬二、金子 輝、金谷 賢治、櫛田 清司、荒井 優、香本 育良、高橋 好彦、高橋 巨人、高松 俊和、高田 雄杉、国本 奈緒美、根岸 こず恵、根本 浩之、佐々木 真、佐藤 義博、三ヶ尻 忠敬、山崎 知美、山田 あや子、山田 将克、山田 伸和、山崎 吉広、秋葉 涼子、小磯 友記子、小川 清子、小俣 智彦、小林 政義、小林 靖典、庄司 芳紀、松井 拓也、上野 英治、新 栄子、世古 洋一郎、清水 義徳、清水 隆雄、清田 有亮、赤澤 立三、川上 純、前後 真由美、善養寺 一也、大垣 浩子、大迫 真、大木 孝、中原 洋平、中村 暢明、中鉢 博之、中野 周哉、町屋 美香、長谷川 昌毅、田中 正徳、田中 茂樹、渡辺 豊、島田 哲宏、藤井 正樹、藤田 隆久、奈部 昌子、内山 貴代、畑 寿起、畠山 恭代、肥田 直人、本間 達男、味田 英、木下 房江、木島 睦、林 則子、鈴木 旬、濱田 貴宏 [5,000円] 伊藤 香織、加藤 純子、覚張 恭伸、覚張 秀美、佐々木 綾子、山本 葉子、上野 沙織、深田 秀正、川崎 真、前田 友里恵、峯岸 暁、目黒 将史
- 【神奈川県】[30,000円] 神保 正祐 [25,000円] 稲田 圭助、村上 元彦、中丸 大輔 [20,000円] 稲垣 正之、岡部 浩和、小菅 満善、神尾 光利 [15,000円] 井手 敬嗣、高橋 正、佐藤 俊彦、小山 泉、中川 秀樹、中谷 始 [10,000円] 阿部 恵一、下川 行成、鎌戸 広高、鎌倉 優一、鎌仲 順人、菊地 純弥、吉山 昌秀、久保田 博、宮内 由浩、玉村 清隆、桑川 正志、高橋 進、高橋 良典、高島 正之、今川 澄代、佐々木 冴子、渋谷 邦彦、小林 智行、新一 雄、森 拓夫、須藤 延行、星野 賢治、千田 宏樹、川島 美枝、川本 真司、浅野 やすみつ、相馬 英子、大沼 ゆき子、大柳 智子、谷 靖弘、谷垣 秀将、田中 純一、田辺 雅海、内田 紀子、二見 眞一郎、泊 庄一、平塚 丈晴、米澤 恵司、堀 友妃子、野田 亜紀、和田 崇、濱田 篤史 [5,000円] 森 彩香、諏訪 輝一朗、清原 潤、田辺 佐保子、富野 俊子
- 【富山県】[25,000円] 蓑口 里志
- 【石川県】[30,000円] 神後 弘文 [15,000円] 塩谷 圭介 [10,000円] 町川 清美
- 【福井県】[25,000円] 布柴 光弘 [10,000円] 猿橋 弘記
- 【山梨県】[10,000円] 河野 大介、石原 隆浩 [5,000円] 高橋 弘次
- 【長野県】[30,000円] 池田 真由美 [20,000円] 小林 学 [15,000円] 戸島 伸夫 [10,000円] 今井 潤一郎
- 【岐阜県】[10,000円] 大倉 貴美子、脇本 茂樹
- 【静岡県】[25,000円] 関根 直道 [20,000円] 岡本 二三子 [15,000円] 加嶋 高行 [10,000円] 岡本 恭子、岩崎 倉男、橋本 崇、杉山 登志郎、杉山 由民子、徳丸 愛、鈴木 清乃、鈴木 祐司
- 【愛知県】[25,000円] 武田 紀希 [20,000円] 渡辺 保、木村 洋平 [15,000円] 上田 省三、清野 雪子、浅川 真三、村上 当志美、中嶋 信容、富山 功蔵、福田 徹也、門柳 伯孝 [11,000円] 佐藤 敬子 [10,000円] 稲垣 高之、園田 克彦、奥野 哲二、岩田 信治、吉永 享史、阪 敬一、山崎 俊夫、市川 祐嗣、松原 一将、松江 次芳、松波 陽子、新家 徳子、杉浦 昌浩、石崎 なをみ、浅野 卓博、竹渕 尚子、田代 勝行、登林 信子、島 眞一、嶋田 翔、飯田 高志、服部 芳樹、本多 里志、澤木 厚司
- 【三重県】[10,000円] 東山 和夫
- 【滋賀県】[25,000円] 今井 義昭 [15,000円] 田中 成明 [10,000円] 佐藤 誠、酒井 武彦、堂田 透
- 【京都府】[25,000円] 吉田 雄大 [15,000円] 児嶋 淳子 [10,000円] 鎌田 義章、今堀 茂、三上 美恵子、水野 龍一、村田 直樹、湯浅 大
- 【大阪府】[30,000円] 中嶋 理生 [25,000円] 正木 明華 [22,000円] 寺川 和彦 [20,000円] 赤澤 由章、中村 慎太郎、澤 兼士 [15,000円] 井上 幸男、吉田 美保、光岡 浩文、児玉 直幸、小川 克己、真田 文範、田中 和男、渡邊 康彦、濱上 絢 [10,000円] 阿部 早希、雲川 令子、岡崎 幸博、岡田 光世、岡本 一祥、岩本 啓、吉村 智、宮本 裕子、山下 武弘、山本 研二、小田 俊郎、小南 純子、水口 美恵子、西村 岳洋、赤松 孝浩、大谷 正雄、竹島 克洋、中村 明洋、浜中 健嗣、檜垣 隆臣 [5,000円] 外山 秀幸、木下 博幸、利波 安紀子
- 【兵庫県】[25,000円] 高橋 誠、上村 寛 [20,000円] 岩本 淳、古澤 洋三、松井 孝夫、南 良典 [15,000円] 田中 洋一、木村 健治、野々 垣 英樹 [10,000円] 安元 豊博、奥村 亮介、河越 敦子、吉田 睦美、宮永 聡、高倉 昌郎、高本 光敏、今石 雄介、佐藤 文彦、森川 佳昭、赤松 香代子、相原 大介、大久保 俊秀、長田 浩一、田中 伸一、藤井 文明、藤原 良仁、藤本 佳子、飯田 聡、尾崎 義夫、福井 康代、有末 一洋、廣瀬 展之、浅田 大介、齊藤 丈志 [5,000円] 屋良 佳伸、西浦 仁奈子
- 【奈良県】[10,000円] 山口 惣一、谷脇 好徳、中島 章光、藪本 修代、藪本 正博 [5,000円] 喜多 敏明
- 【和歌山県】[25,000円] 松本 浩幸 [10,000円] 岡 雅也、大家 尚文、藤野 昌宏 [5,000円] 横山 拓也
- 【鳥取県】[10,000円] 常田 賢二、伊勢 卓矢
- 【岡山県】[10,000円] 三木 誠、相馬 英昌、尾形 小霧
- 【広島県】[55,000円] 杉山 文成 [25,000円] 土井 慎二 [15,000円] 志村 智久 [10,000円] 横畑 浩司、財津 秀美、鋤田 敬寛、世戸 浩章、澤野 唯生
- 【山口県】[20,000円] 西川 有紀 [10,000円] 佐藤 潤一、野口 博史 [5,000円] 尾上 智之、野口 裕子
- 【徳島県】[10,000円] 川中 崇
- 【愛媛県】[10,000円] 亀岡 裕子、黒光 律子、小糸 光、前田 陽一郎
- 【福岡県】[40,000円] 前田 隆興 [20,000円] 岡田 孝一 [15,000円] 清水 まゆみ、朝来野 秀雄 [10,000円] 浦野 敬志、田畑 博枝、林 寛之 [5,000円] 古川 浩平、坂本 亮馬、尾崎 晴紀
- 【佐賀県】[10,000円] 清水 修
- 【大分県】[15,000円] 山下 和男 [10,000円] 安部 浩子
- 【沖縄県】[15,000円] 吉田 浩 [10,000円] 土屋 広譜

榛東村地域創生ふるさと応援事業

村の恵みの大地の豊饒さを数値により可視化します。

3月15日現在
83,000,000円を超えて
ご寄附をいただきました。

榛東村では更なる農産物のブランド化を目指し、土壌の生物性を数値化する「土壌微生物多様性・活性値分析」を行いました。

この土壌分析は、1月22日(木)に開催した「土づくり講演会」の日本の農業応援・榛東村応援講師である横山和成農学博士が研究開発した分析技術で、土壌に生息する微生物の多様性と農作物の病気の発生率の関係に着目した新しい土の指標を用いて調査することができました。この指標の数値から、化学肥料等を過剰に使用した土がメタボになることを示し、これらを防ぐことにより土壌の微生物の多様性を継続させる効果があることが解明されています。

このことから、土壌微生物が多様に存在する高い活性値を持つ生物性豊かな土壌で育てられた農産物に「SOILマーク」と呼ばれる認定シールを付け、安全で品質の良い作物の証明として消費者が選択できる仕組みを試行します。

土づくり講演会に出席された方や、以前より美味しい農作物を作ると評判の方々を対象として村内10カ所の分析を行いました。日ごろの農作業でどのような土づくりが行われているか数値で見ることが出来ます。結果がわかり次第お知らせします。

地球温暖化防止と新たなエネルギーを創出するために

村では、CO₂削減のため、家庭の使用済み天ぷら油を回収し、農業用のボイラー燃料としてエネルギーの再利用を行っています。さらに耕作放棄地等を耕運し、新たな農産物を創出するためのトラクター燃料として使用できるかを実証研究しています。

つきましては村地域創生・自然エネルギー推進対策室などで回収をしています。廃食油を500mlのペットボトルに入れ、役場庁舎夜間用人口付近に回収用コンテナがありますので、ご持参をお願いします。



オイルエコプラント

本村を農林水産省より応援いただく講演会を開催します。

平成27年3月24日(火)午後1時15分から、南部コミュニティセンターにて、「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」がもたらす農村の未来」講演会を開催します。講師に農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ御子柴北斗係長を迎え、農林水産省の事業が本村の農業形態にいかに関与し、榛東村の農家を応援してくれることができるかを中心に講演をお願いしています。国や榛東村の農業の未来について参加の皆さまとも議論いただけるよう、質疑応答の時間を十分取っていますので、是非ご参加ください。ご希望の方は3月23日(月)午後4時まで村地域創生・自然エネルギー推進対策室(連絡先:5

4-2211 内線253)までご連絡ください。

次世代型自動車急速充電ステーション 供用開始について

役場正面駐車場に設置しました急速充電ステーションにつきまして、国などへの普及プロジェクトの補助金交付事業実績報告が完了し、いよいよ4月から供用開始となります。

ご利用は、合同会社日本充電サービスが発行するNCSカードか、日本充電サービスと提携を組んだ自動車メーカー(トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、三菱自動車工業(株)、本田技研工業(株))から発行される各社充電カードが必要となります。これらのカードをお持ちの方は、急速充電ステーションへ読み込ませることですぐに使用することができます。また、カードをお持ちでない方も携帯電話からお手続きしていただくことで利用が可能となります。

この急速充電ステーションは、電気自動車の一般的な充電器では8時間で100%の充電を行うのに対し、30分程度の短時間で、バッテリーの80%を充電することが可能となっています。また、24時間使用可能となっておりますので、外出先でバッ

テリー残量のなくなった際や、役場へ立ち寄った時間での充電などにご活用ください。

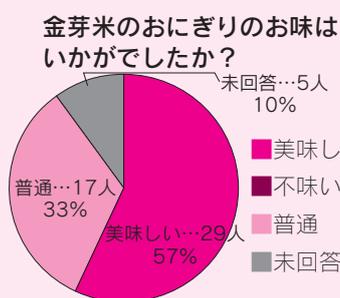


次世代型自動車急速充電ステーション

【お詫びと訂正】

広報しんとう2月号8頁のアンケートの回答結果グラフ内におきまして、人数の表記に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。

「金芽米のおにぎりのお味はいかがでしたか？」の問いに美味しいとお答えいただいた方の正しい人数は29人でした。訂正したグラフを掲載します。



狂犬病予防注射

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務づけられています。村では、次のとおり村内各地で予防注射を実施しますので、必ず受けさせてください。

○平成27年度の狂犬病予防注射実施予定表

■実施場所および時間

月日	場所	時間
5月22日(金)	5区コミセン	9:00 ~ 9:20
	1区コミセン	9:35 ~ 9:55
	3区コミセン	10:10 ~ 10:30
	7区コミセン	10:45 ~ 11:05
	12区コミセン	11:20 ~ 11:40
	9区コミセン	13:00 ~ 13:20
	中央公民館東駐車場	13:35 ~ 14:00
5月23日(土)	10区コミセン	9:00 ~ 9:20
	北原ふれあい農園	9:35 ~ 9:55
	南部コミセン	10:10 ~ 10:50
	下の前集会所	11:05 ~ 11:25
	17区コミセン	13:00 ~ 13:20
	13区コミセン	13:35 ~ 13:55
6月6日(土)	3区コミセン	9:00 ~ 9:20
	中央公民館東駐車場	9:35 ~ 9:55
	北原ふれあい農園	10:10 ~ 10:30
	南部コミセン	10:45 ~ 11:05
	17区コミセン	11:20 ~ 11:40

■料 金

	登録済の犬	未登録の犬
新規登録料	—	3,000円
注射料金	3,400円	3,400円
合 計	3,400円	6,400円

犬の糞に対する苦情が増えています

犬の糞や尿には、寄生虫の卵や細菌などが含まれていることがあります。糞の始末は飼い主が責任を持って行ってください。

○狂犬病予防注射と犬の飼育に関する注意事項

- ①すでに登録されている犬の飼い主の方には4月中旬までにハガキを発送しますので、注射の際に必ずご持参ください。5月の注射は混雑が予想され、ハガキを忘れると受付に時間がかかり、場合によっては注射の順番が遅くなる場合があります。
 - ②鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけておいてください。
 - ③飼い犬の所有状況に変動(犬の死亡や飼い主の変更など)があった場合は、必ず役場に届け出てください。役場住民生活課に書類が用意されていますので届け出をお願いします。
 - ④散歩の時の糞の始末は責任を持って行ってください。また、首輪や鎖が切れてしまい迷い犬として保護する犬が増えています。首輪と鎖は丈夫なものを使用し、切れたりしないように飼い主の責任で管理してください。また、飼い犬が行方不明になった場合は、住民生活課または渋川保健福祉事務所(☎22-4166)へ必ず連絡してください。
 - ⑤飼育することが困難(人に噛みつく、頭数が増えすぎたなど)になった犬は、渋川保健福祉事務所へ連れて行ってください。※どのような理由でも、愛護動物を遺棄した場合には法律により30万円以下の罰則の対象となります。
- ※渋川保健福祉事務所の犬の受け入れ(毎月第1・3火曜日 午前9時~10時 印鑑・手数料持参)
- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成27年2月の放射線量は次のとおりです。(測定日:2月6日)

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学専攻専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
1	役場・保健相談センター	0.056	0.047	0.053	晴れ
2	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	0.040	0.034	0.043	晴れ
3	中央保育園(兼 うぐいす学童)	0.049	0.037	0.042	晴れ
4	北部保育園	0.042	0.036	0.036	晴れ
5	南部保育園	0.064	0.058	0.058	晴れ
6	南部第1・第2学童	0.050	0.046	0.045	晴れ
7	児童館	0.066	0.053	0.049	晴れ
8	榛東中学校 駐輪場	0.045	0.053	0.044	晴れ

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
9	榛東中学校 東グラウンド	0.026	0.027	0.034	晴れ
10	北小学校(兼 北部第1学童)	0.025	0.032	0.031	晴れ
11	南小学校	0.022	0.020	0.027	晴れ
12	北幼稚園	0.053	0.043	0.045	晴れ
13	南幼稚園	0.068	0.069	0.064	晴れ
14	南部コミセン	0.066	0.060	0.047	晴れ
15	総合グラウンド	0.057	0.064	0.054	晴れ

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

平成27年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へのお願い

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をされた方にはそれぞれ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を市区町村の窓口にて提出していただいております。

この各届出は、五年に一度、国勢調査の行われる年度には、職業の記入も(死亡届には産業の記入も)お願いしています。

届出は厚生労働省の実施する「人口動態調査」にも活用され、毎年、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況を調べており、その調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。

人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

○対象

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出

○調査方法

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業をご記入ください。

- 記入例
- ・医師・教員など…「専門・技術職」
 - ・一般事務員など…「事務職」
 - ・販売店員・営業職従業者など…「販売職」
 - ・美容師・ホームヘルパーなど…「サービス職」

※ 死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業も併せてご記入ください。

届出をする市区町村役場の窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い(職業・産業例示表)」を備え付けていますので、ご参考の上、記入をお願いいたします。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線121・124)へ

話題あれこれ



榛東村青少年健全育成会連絡協議会

青少年非行化防止講演会

2月6日(金)、中央公民館で青少年非行化防止講演会が開催されました。

県生活文化スポーツ部消費生活課消費者支援係の瀬戸直樹氏から「いま、消費者に求められるもの～私たち消費者にできること」と題して講演いただきました。また、榛名女子学園長の後藤里香氏から「青少年の現状と子ども・若者問題への対応～榛名女子学園の取組を通して～」と題して講演いただき、両講演に100人の来場がありました。

慶祝訪問

100歳の長寿を祝う

2月10日、11区在住の杉本義雄さんが100歳を迎えられました。13日(金)に村長と議長がご自宅を慶祝訪問しました。

現在、ショートステイを利用しながら、自宅で生活しています。食事も家族と一緒に、身の回りのことは自分でこなし、趣味の将棋(アマチュア5段)を楽しんでいるそうです。

